

平成 30 年度琴平町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 58 条の 2 及び琴平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年琴平町条例第 20 号)第 4 条の規定に基づき、平成 30 年度の琴平町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 2 年 10 月 15 日

琴平町長 片岡 英樹

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます(地方公務員法第 15 条)。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況(平成 30 年度、単位:人)

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	6	11		32	2	4	3
土木	1						
保育士	1					1	
幼稚園教諭	1						1
技能労務職	1				3		
主任介護支援専門員							1
計	10	11		32	5	5	5

(2) 採用試験の実施状況(平成 30 年度)

種類	区分	内容	職種等
競争試験	大学卒業程度	1次試験 筆記試験 2次試験 口述試験 適性検査 身体検査	一般行政
	短大卒業程度		幼稚園教諭・保育士
	民間企業等職務経験者		一般行政
選考			

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3)採用者数(平成 30 年度、単位:人)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	大学卒業程度	一般行政事務	39	7
	短大卒業程度	幼稚園教諭・保育士	7	3
	民間企業等職務経験者	一般行政事務	13	3
選考				

2 職員数

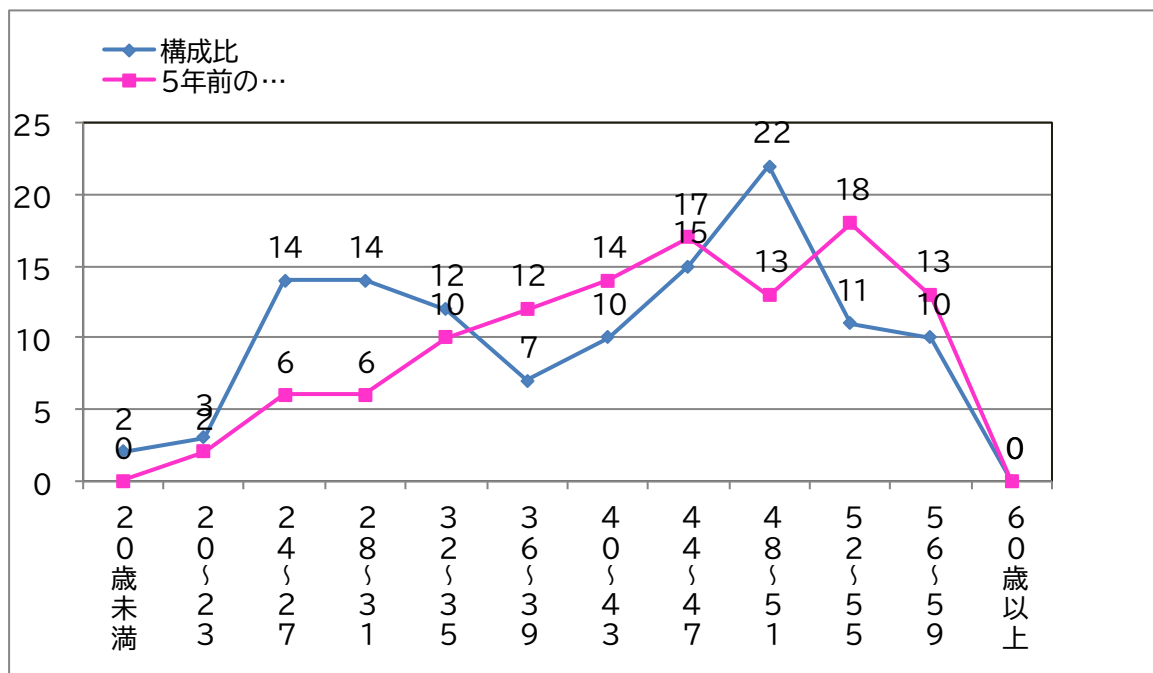
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		30年	29年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	1	機構改革のため
		総務 企 画	20	19		
		税 務 生	7	7	1	退職に伴う欠員補充
		民 衛 生	25	25		
		労 働 産	17	16		
農 林 水 産	6	5	1	欠員補充 機構改革のため		
商 工 木	5	6	△1			
	計	85	83	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.18人 (類似団体の1万人当たり職員数 111.81人)	
	教育部門	19	18	1	欠員補充	
	消防部門					
	小計	104	101	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.56人 (類似団体の1万人当たり職員数 134.84人)	
公営企業等 会計部門	水 道 下 水 そ の 他	6	6	△1	機構改革のため	
		1	2			
	9	9				
	小計	16	17	△1		
	合計	120 [135]	118 [135]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数128.72人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成 30 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	29歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 3	人 14	人 14	人 12	人 7	人 10	人 15	人 22	人 11	人 10	人 0	人 120

(3)職員数の推移(単位:人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	83	85	82	81	83	85	2(2.4%)
教育	15	17	18	18	18	19	4(26.7%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	98	102	100	99	101	104	6(6.1%)
公営企業等会計計	14	15	16	16	17	16	2(14.3%)
総合計	112	117	116	116	118	120	8(7.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

II 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません(地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3)。

(1)人事評価制度の概要

評価の目的		勤務成績の評価を的確に行うことにより、人材育成に活用するとともに、適性な人事管理を実施し、住民サービスの向上を図る。			
評価方法		年度ごとに、職員があらかじめ設定した業務遂行における目標の達成度等を評価する「業績評価」と、知識・技術、対人能力、意欲・態度等の職務遂行能力を項目ごとに評価する「能力評価」により実施している。			
評価者		被評価者	評価者	調整者	決定者
		町長部局			
		課長等	副町長	町長	
		課長補佐以下	課長	副町長	町長
		保育士	保育所長	課長	町長
		技能労務職	課長・保育所長	課長	町長
		教育委員会			
		課長等	教育長	町長	
		課長補佐以下	課長	教育長	町長
		教諭	幼稚園長	教育長	
		議会事務局			
		局長	議長		
		局長補佐以下	局長	議長	
		対象職員	職種	全職種	
職位	全職位				

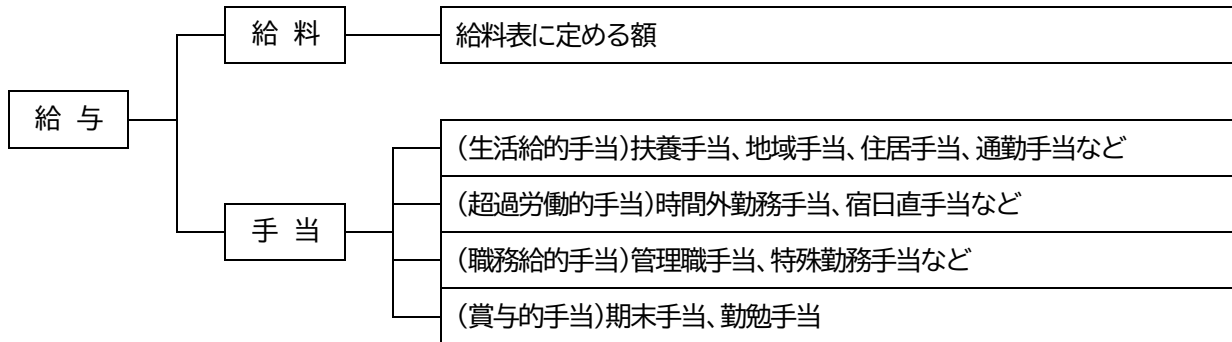
(2)人事評価結果の活用

人事異動、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する。

Ⅲ 職員の給与に関すること

職員(技能労務職員及び企業職員を除く。)の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません(地方公務員法第 24 条第1項、第2項、第5項)。

(参考)職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の 人件費率
平成 30年度	人 9,157	千円 4,727,118	千円 218,413	千円 1,005,390	% 21.27	% 21.03

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

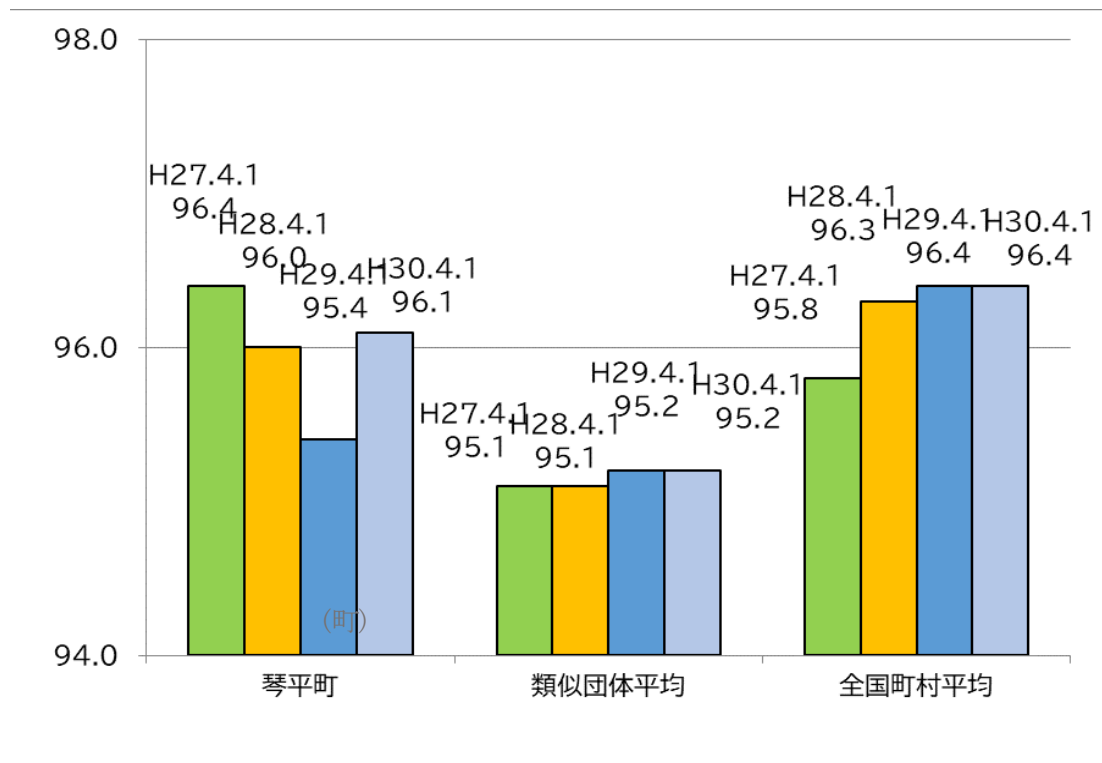
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 30年度	人 104	千円 386,863	千円 57,907	千円 152,587	千円 597,357	千円 5,744

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 30 年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

今回は該当する事由なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 30 年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
琴平町	43.3 歳	316,422 円	366,711 円	339,733 円
香川県	43.9 歳	328,971 円	415,101円	361,588 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.8 歳	300,360 円	344,718 円	326,695 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
琴平町	49.0 歳	11 人	262,400円	298,880円	289,972円	—	—	—	—
うち清掃職員	46.6 歳	7 人	261,500円	317,656円	303,656円	廃棄物処理業従業員	45.8 歳	293,000円	1.08
うち学校給食員	59.2 歳	1 人	*	*	*	調理士	43.2 歳	234,800円	*
うち用務員	51.0 歳	1 人	*	*	*	用務員	55.6 歳	207,200円	*
その他	51.4 歳	2 人	*	*	*				
香川県	53.1 歳	23 人	317,339円	356,731円	335,952円				
国	50.7 歳	2,533 人	286,817円	—	328,637円				
類似団体	50.4 歳	5 人	271,357円	296,849円	282,780円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D —
琴平町	4,826,060円	—	—
うち清掃職員	5,085,672円	4,038,000円	1.26
うち学校給食員	*	3,229,000円	*
うち用務員	*	2,808,700円	*
その他	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 27 年～29 年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成 30 年4月1日現在)

区 分		琴 平 町	香 川 県	国
一般行政職	大学 卒	185,800円	185,800円	179,200円
	高校 卒	151,500円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校 卒	147,100円	140,400円	—
	中学 卒	—	132,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成30年4月1日現在)

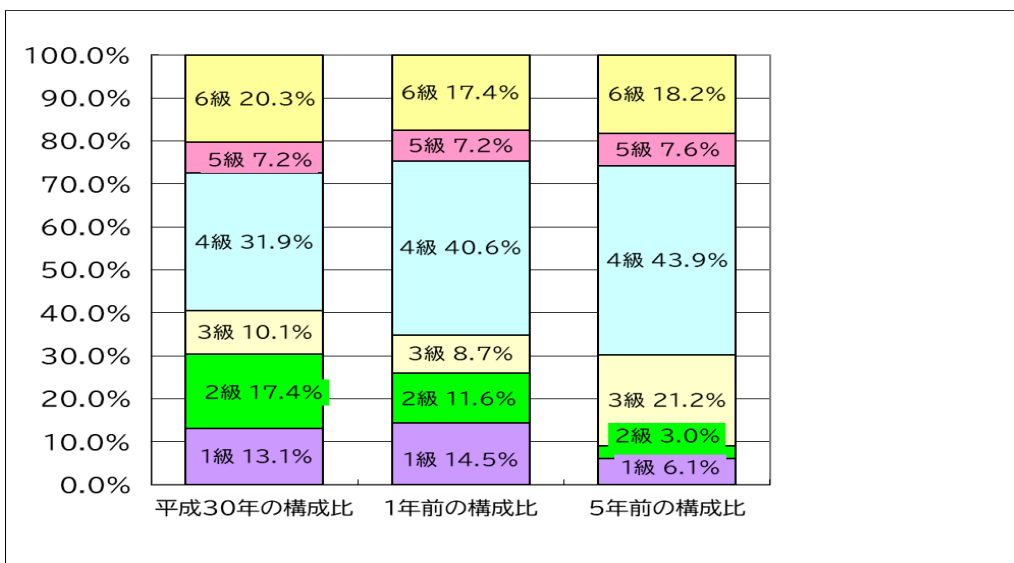
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	*	312,525円	354,491円	381,158円
	高校卒	—	—	—	361,550円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	*	293,450円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(30年4月1日現在)

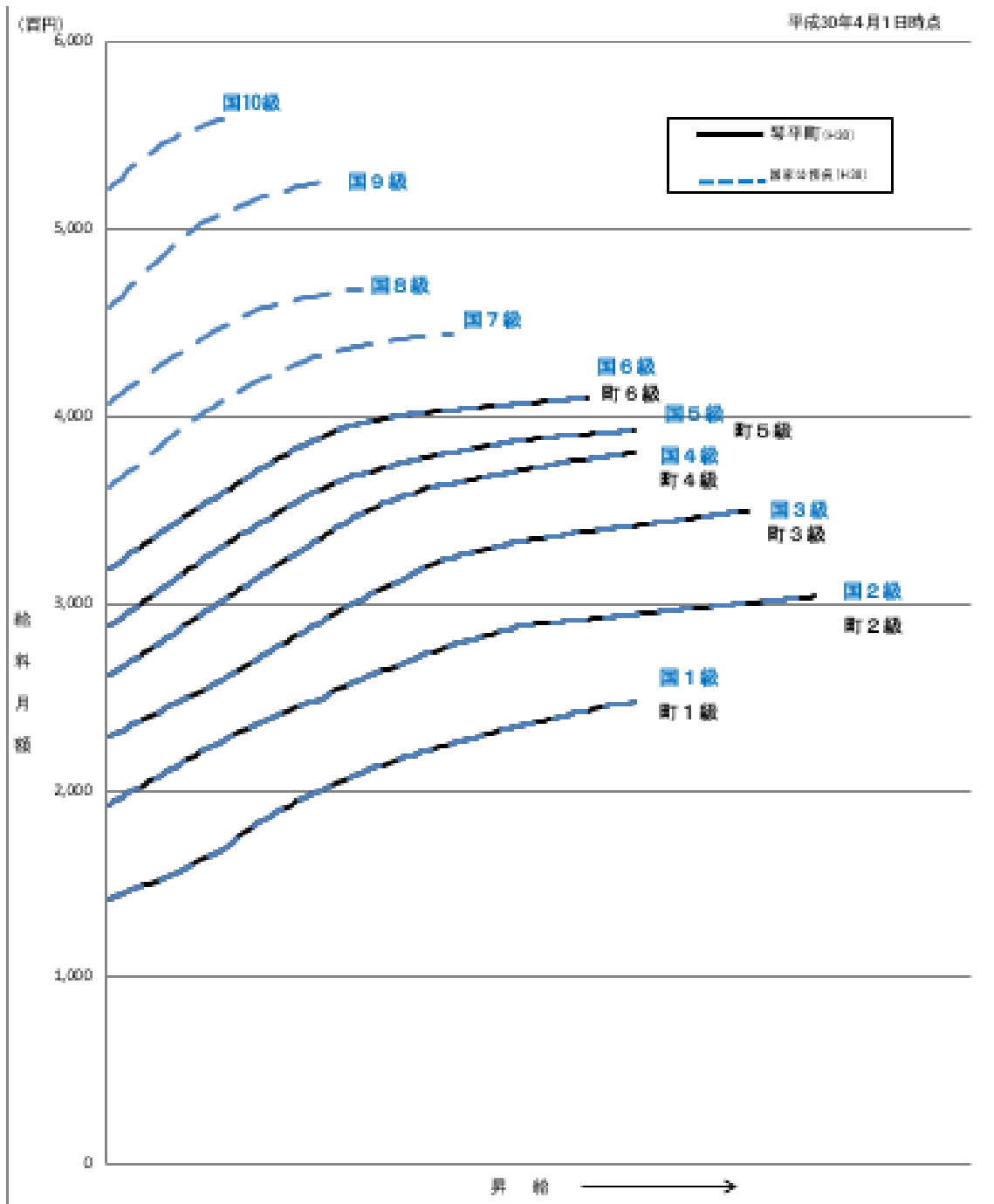
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	9人	13.1%	142,600円	247,100円
2 級	主事・技師	12人	17.4%	192,700円	303,800円
3 級	主任主事・主任技師	7人	10.1%	228,900円	349,600円
4 級	主任・主査・主任技師	22人	31.9%	262,000円	380,600円
5 級	課長補佐・局長補佐	5人	7.2%	288,000円	392,600円
6 級	課長・室長・所長・ 局長・主幹	14人	20.3%	318,500円	409,800円

- (注) 1 琴平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 30年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(琴平町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	未定	未定	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

琴平町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,468千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,738千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~15%	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(琴平町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
□ 人事評価を実施していない	○	○	○	○
活用予定時期	未定	未定	未定	未定

(2) 退職手当(平成 30 年4月1日現在)

琴 平 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,015千円	17,968千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成 30 年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)			*
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			*
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高松市	2%	*	6%

(4) 特殊勤務手当(平成 30 年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)			1,951千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			121,938円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)			15.4%	
手当の種類(手当数)			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業従事手当	全職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症菌の附着若しくは附着の危険がある物件の処理作業	0千円	日額 1,000円
行旅死亡人処理従事手当	全職員	行旅死亡人処理作業	0千円	1件 3,000円
マイクロバス運転従事手当	全職員	マイクロバス運転業務	5千円	日額 1,000円
清掃業務従事手当	技能労務職	ごみ収集業務	1,733千円	日額 1,000円 月額 2,400円
火葬従事手当	技能労務職	火葬業務	0千円	日額 4,000円
犬・ねこ等死体収集作業従事手当	技能労務職	犬・ねこ等死体収集作業	45千円	1件 300円
町税事務従事手当	税務職	町税の徴収に関する事務	168千円	月額 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	22,156千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	214千円
支給実績(平成29年度決算)	20,362千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	202千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給額 (平成30年度決算)
扶養手当	【配偶者】 9,500円 【子】 8,500円 【父母等】 6,500円 【特定期間の加算】 5,000円	異	【配偶者】 6,500円 【子】 10,000円	9,765千円	279,000円
	※配偶者なしの場合 【子】 10,000円 【父母等】 8,000円		※配偶者なしの場合 加算なし		
住居手当	【借家・借間居住者】 最高支給限度額 27,000円	同	-	6,012千円	334,000円
通勤手当	【交通機関利用者】 運賃相当額	異	【交通用具利用者】 2km~5km 2,000円 5km~10km 4,200円 10km~15km 7,100円 15km~20km 10,000円 20km~25km 12,900円 25km~30km 15,800円 30km~35km 18,700円 35km~40km 21,600円 40km以上 24,400円	4,370千円	82,453円
	【交通用具利用者】 2km~5km 2,700円 5km~10km 5,500円 10km~15km 8,300円 15km~20km 11,100円 20km~25km 13,900円 25km~30km 16,700円 30km~35km 19,500円 35km~40km 22,300円 40km以上 25,100円				
管理職手当	【課長】 43,000円 【課長補佐】 30,000円	-		10,263千円	488,714円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同	-	3,231千円	85,026円

5 特別職の報酬等の状況(平成 30 年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長 副町長	750,000 円 576,000 円	(参考)類似団体における最高・最低額	
			850,000 円/366,000 円 710,000 円/490,000 円	
報酬	議長 副議長 議員	330,000 円 296,000 円 270,000 円	360,000 円/205,000 円	
			320,000 円/175,000 円	
			300,000 円/155,000 円	
期末手当	町長 副町長	(平成 30 年度支給割合) 3.20 月分		
	議長 副議長 議員	(平成 30 年度支給割合) 3.20 月分		
退職手当	町長 副町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		75万×在職月数×0.365	13,140千円	任期毎
	57.6万×在職月数×0.22	6,083千円	任期毎	
	備考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

従来、本町においては公営企業において水道事業を実施していましたが、平成 30 年4月1日より、本町を含む香川県内の市町の水道事業が香川県広域水道事業団へ統合されたことに伴い廃止されました。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員(技能労務職員及び企業職員を除く。)の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています(地方公務員法第24条第4項、第5項)。

1 勤務時間(平成30年4月1日現在)

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	60分 (12時00分～13時00分)
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。(地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。)

2 その他の勤務条件

(1) 休暇(30年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる 必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合180日		
特別 休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等として出頭	証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	つわり休暇	妊娠中の女性職員が、つわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認められる期間 一の妊娠期間において 14日を限度	有給
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	必要と認められる期間	有給
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	生後3年に達しない子を育てる場合	生後3年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間で日又は時間	有給
男性職員の育児参加休暇のための休暇	職員の妻の産前6週、産後8週の期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間で日又は時間	有給
子の看護のための休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
短期の介護休暇	要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては10日)の範囲内の期間	有給
親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日～7日	有給
父母を追悼する場合	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内	有給
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	6月から9月までの期間内における連続する5日の範囲内	有給
現住居の滅失、破損	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7日の範囲内	有給
災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日を超えない範囲内	有給

V 職員の休業に関する事

休業制度(平成30年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています(地方公務員法第28条)。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています(同法第29条)。

1 分限処分の状況(平成30年度)

内容	人数	事案の概要
休職	1人	心身の故障のため

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況(平成30年度)

なし

(参考)

懲戒処分の公表基準の概要(平成30年4月1日現在)

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報(所属、役職段階等)を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごと一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

(注) 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

VII 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません(地方公務員法第 30 条)。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています(同法第 32 条～38 条)。

営利企業等従事許可の状況(平成 30 年度)

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	2件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	9件 (統計調査業務)

VIII 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分(再就職先及びその子法人に対するものに限る。)に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています(地方公務員法第 38 条の2第1項、第4項、第5項、第8項)。

IX 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています(地方公務員法第 39 条)。

職員の研修(平成 30 年度)

区分		派遣先等	修了者数
能力開発研修	階層別研修	香川縣市町職員研修センター	34人
専門研修	定住自立圏域職員合同研修会	丸亀市	7人
専門研修	法令・条例の読み方講座 他	香川県庁	4人
自主研修	コンプライアンス研修	琴平町	95人
	保健師研修	琴平町	5人
	人権問題研修	琴平町等	80人

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません(地方公務員法第 42 条)。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故(病気、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり(同法第 43 条第 1 項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は(一財)香川県市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況(平成 30 年4月1日現在)

区分	内容
職員の保健等に関すること	○職員健康診断 平成 30 年度決算額 1,012,644 円 ○職場の分煙対策 ○ストレスチェック及び面接指導の実施
香川県市町村職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業(健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など)、宿泊事業(共済組合直営施設の利用助成)、貯金事業(普通貯金の受入れ)、貸付事業(普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など)
香川県市町村職員互助会	○会員数(琴平町) 125 人 ○会員掛金 1,000 円/月 ○町負担金 平成 30 年度決算額 1,481,000 円 一人あたり 1,000 円/月 ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業(入学祝金、死亡一時金など)

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います(地方公務員法第 45 条第 1 項)。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況(平成 30 年度)

公務災害	通勤災害	計
0 件	0 件	0 件

XI 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや(地方公務員法第46条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます(同法第49条の2第1項)。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、琴平町では、地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成30年度)

なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況(平成30年度)

なし